○海上保安庁告示第二十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年一月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	檜山豊浜港西防波堤灯台
位置	
所在地	北海道爾志郡乙部町（豊浜港西防波堤外端）
北緯	四二―〇二―三九
東経	一四〇―〇四―五二
変更した事項	
光度	閃光実効光度二五カンデラ　不動光一カンデラ
光達距離	閃光三・五海里　不動光一・〇海里
変更年月日	平成二十二年十二月二日

名称	桃取港東防波堤灯台
位置	
所在地	三重県鳥羽市（桃取港東防波堤外端）
北緯	三四―三〇―五一
東経	一三六―五一―〇〇
変更した事項	
高さ	地上から構造物の頂部まで五・五メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日	平成二十二年十二月二日

○中部地方整備局告示第十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十六日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間
三百一号	名古屋市緑区鳥澄三丁目一一九番から同市緑区鳥澄三丁目一一九番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月二十六日

○近畿地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　相楽都市計画道路事業三・四・十四号　加茂駅前線

三　事業施行期間　自平成二十三年一月二十六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　京都府木津川市加茂町大野北出畑及び加茂町大野ウヅ地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　京都府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成元年建設省告示第千八百一号綴喜都市計画道路事業三・三・五号山手幹線

三　事業施行期間　自平成元年十月二十四日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

常任委員長補欠選任

一月二十四日議院において、次のとおり常任委員長を補欠選任した。

決算行政監視委員長　新藤　義孝

特別委員長互選

一月二十四日特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

災害対策特別委員長　吉田おさむ

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長　松崎　公昭

沖縄及び北方問題に関する特別委員長　北村　誠吾

青少年問題に関する特別委員長　高木美智代

海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長　松原　仁

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　奥村　展三

消費者問題に関する特別委員長　生方　幸夫

科学技術・イノベーション推進特別委員長　川内　博史

議員当選報告書受領

一月二十四日菅内閣総理大臣から横路議長宛、次の報告書を受領した。

内閣総第三号

平成二十三年一月二十四日

内閣総理大臣　菅　直人

衆議院議長　横路　孝弘殿

衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区における欠員による繰上補充による当選人について

平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区における欠員による繰上補充による当選人について、別紙のとおり総務大臣から報告があったので、公職選挙法第百八条第二項の規定により報告する。

（別紙）

選挙期日	平成二十一年八月三十日
当選人決定年月日	平成二十三年一月二十一日
当選告示年月日	平成二十三年一月二十四日
当選証書付与年月日	平成二十三年一月二十四日
選挙人名簿届出政党等の名称	自由民主党
当選人住所	望月　義夫　静岡県静岡市清水区矢倉町五番八号

議案提出

一月二十四日内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成二十三年度一般会計予算

平成二十三年度特別会計予算

平成二十三年度政府関係機関予算

平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

質問書提出

一月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

旧日本兵らの遺骨収集に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

民主党政権が二〇〇九年総選挙のマニフェスト（政権公約）を全面的に見直す方針を決めたことに関する質問主意書（木村太郎提出）

航空自衛隊入間基地における納涼祭及び航空祭と、それに係る防衛省通達及び事務連絡に関する質問主意書（柴山昌彦提出）

我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

尖閣諸島の実効支配強化に向けた政府の取組に関する質問主意書（秋葉賢也提出）

中期防衛力整備計画（平成二十三年度～平成二十七年度）に関する質問主意書（井上信治提出）

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成二十二年十一月一日閣議決定）に基づく菅内閣の取り組みの現状に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

尖閣諸島上陸をめざす中国民間団体の動向に関する質問主意書（下村博文提出）

尖閣諸島の国有化及び日本国領土・領海の保護のための政府の取り組みに関する質問主意書（塩崎恭久提出）

国後島を訪問したメドベージェフ・ロシア大統領による更なる北方領土訪問に係る外務省の認識に関する質問主意書（浅野貴博提出）